

企画競争説明書

業務名称：ケニア国アヘロ灌漑地区改修計画準備調査

調達管理番号：22a00118

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月25日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年5月25日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国アヘロ灌漑地区改修計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年8月 ～ 2023年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年6月1日 12時
2	質問への回答	2022年6月6日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年6月10日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年6月21日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

(1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

(2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ケニア国アヘロ灌漑地区改修計画に係る協力準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ケニア共和国（以下「ケニア」という。）政府は国家開発計画Kenya Vision 2030及び第三期中期開発計画（2018-2022）において農業を優先開発課題の一つとして位置付けており、また、コメの増産を含む食料安全保障を重点経済政策（Big4 Agenda）としている。2020年には国家稲作振興戦略Ⅱ（National Rice Development Strategy (NRDS) II）を策定し、生産量拡大、生産性向上、2030年までのコメ灌漑面積の拡大、国内自給の達成等为目标に掲げ、灌漑に係る法律やガイドラインを整備し、灌漑開発・改修を推進している。

ケニアの農業セクターはGDPの23%、就業人口の54%、輸出額の65%を占める主要産業である（ケニア国家統計局（KNBS）、2021）。ケニアの主要穀物のうちコメ（2020年の国内生産量181千トン）は、メイズ（同3,789千トン）、コムギ（同405千トン）に次ぐ生産量で、国内自給率は14%とメイズ105%及びコムギ19%よりも低い。他方で、所得水準の上昇による食習慣の変化を背景として、2000年以降の需要は年率12%増と、メイズ（1%増）、コムギ（4%増）を大きく上回る伸びで拡大している（Kenya Agricultural Livestock and Research Organization (KALRO)）。そのため、コメ輸入量は2000年から20年間で9倍に増え（2020年は約953千トン）（KNBS）、2017～2019年のコメ貿易赤字は年平均約270百万米ドルに及ぶなど（The Observatory of Economic Complexity）、コメ需要の急増に対して国内生産が追い付いていない。2030年までのコメ灌漑面積の目標値90千haに対し、ケニアの灌漑稲作地区は2018年時点で約24千haに留まっている（NRDS II、2020）。

ケニア西部のビクトリア湖沿岸地域は複数の灌漑地区を有し、我が国が長年支援してきたケニア中央部のムエア灌漑地区（全生産量181千トンの78%）に続く第二のコメ生産地である（同18%）（ケニア国家統計局（KNBS）、2021）。ビクトリア湖沿岸地域の灌漑地区のうち、アヘロ灌漑地区は同地域において最もコメ生産量が多く、国家灌漑公社の研究所が設置され、技術開発及び普及において西部の稲作振興を牽引する主要灌漑地区である。同灌漑地区は施設の老朽化（1966年建設）による取水機能及び灌漑効率の低下のために灌漑面積が限定されること、

加えて近年はビクトリア湖沿岸地域において気候変動に起因する湖水面の上昇、降雨パターンの変化や集中豪雨等による洪水被害が顕著になりつつあることから、コメの増産及び安定的な生産のための対応が求められている。特に、ケニア西部で発生した2020年の大洪水では、アヘロ灌漑地区はその面積（867ha）の約50%が被害を受け、地区全体で生産量が約20%減少したと報告されており（当時のコメ小売価格を乗じると約3.3億円相当の損失）、早急に対策を講じる必要性が増している。

アヘロ灌漑地区改修計画（以下「本事業」という。）は、老朽化した灌漑施設の改修・拡張と気候変動に起因する洪水対策の堤防建設等を通じコメ増産を図るものであり、コメ需要が高まるケニアの食料安全保障に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。

上記を踏まえ、JICAは無償資金協力の活用を前提として、本事業の背景、目的、また本事業への影響が想定されるダム開発を含む関連事業の状況を調査し、開発効果、技術的・経済的妥当性の検討を行い、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とした協力準備調査（以下、「本調査」という。）を実施することとした。

第3条 プロジェクトの概要

（1） 事業の目的

本事業は、ビクトリア湖沿岸部のキスム郡アヘロ灌漑地区において、灌漑施設の改修及び新設、灌漑ポンプ更新、及び洪水防止のための堤防建設等を行うことにより、対象地区の効率的な灌漑用水の供給及び当該灌漑地域での洪水による作物被害の低減を図り、もってコメ増産を通じた食料安全保障に寄与するもの。

（2） 事業の概要

現時点で想定されている協力コンポーネントは以下のとおり。

1) 施設

灌漑施設の改修（水路（用水路、排水路）及び農道の改修）及び拡張（水路の新設）（計約 1,200ha）、洪水対策の実施（堤防の建設・補修・強化（計約 22km）等を想定）

2) 機材等

ポンプ設備（4台）、ポンプ駆動用太陽光発電システム

3) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、灌漑施設の維持管理に係るマニュアル作成・研修等

（3） 対象地域（サイト）

キスム郡アヘロ灌漑地区

（4） 実施機関

国家灌漑公社（NIA : National Irrigation Authority）

第4条 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、事業の背景、目的、及び本事業への影響が想定されるダム開発を含む関連事業の状況等を把握し、協力の効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の目的を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、ケニアから要請予定のプロジェクトについて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務（調査）の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがケニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

（1） 既存資料の活用

先行調査にあたる「ケニア国ビクトリア湖沿岸地域における灌漑整備計画に係る情報収集・確認調査（2019年）」で得られたケニアの灌漑開発政策、概略設計・積算、環境社会配慮等を含む情報を精査・活用し、不足する情報に焦点を当てて、効率的且つ効果的に調査を実施することとする。

既存灌漑施設の改修及び拡張、既存ポンプの更新、及び洪水対策に係る必要性及び妥当性の検証に当たっては、以下の関連報告書を含む既存資料を十分活用し、調査の効率化に努める。

- 1) ケニア共和国ニヤンド川流域統合洪水管理計画調査最終報告書(2009年)
- 2) ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトプロジェクト業務進捗報告書②(2022年)
- 3) ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト各種報告書
- 4) ケニア国作成の環境アセスメント報告書（Environmental Impact Assessment。以下、「EIA」という。）

（2） 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり3回の現地調査実施を想定している。

1) 国内作業

現地調査を効率的に行うために必要な作業内容等を特定し作業工程を検討する。

- ① 先行調査、及びケニア共和国ニヤンド川流域統合洪水管理計画調査の結果をレビューする。レビューにおいては、既往調査後現在に至るまでの気象水文、河川状況の変化（現況のニヤンド川の流下能力）も勘案のうえ、想定されている灌漑排水施設及び洪水対策それぞれの整備内容、整備水準を検討し、概略設計に反映させる。なお、灌漑排水施設の整備内容・整備水準

の検討につき、よりよい調査・検討方法があればプロポーザルにて提案すること。

- ② 洪水対策については、上記①に加え、雨量データ、流量データ、河川横断・縦断測量、流域にある河川管理施設の情報、過去の洪水被害情報等を元に堤防建設を含めた洪水対策の現地調査時の検討方法について JICA と擦り合わせる。現時点では、短期間の現地調査で信頼のおける水理水文データの入手・測定は難しいと考えられることから、以下のとおり衛星データ等を用いて解析することを想定している。

ア) インターネット等で公開されている各種情報（例えば、GSMaP 等の降雨データ、Sentinel-2 による湛水把握、MERIT-Hydro 等の DEM）を用いた洪水解析による流域特性や洪水時の湛水状況の把握

イ) 市販の詳細 DEM (0.5m 程度の解像度) を用いた現地測量対象灌漑地区の排水解析の実施

ウ) 次期雨期を対象とした河川(ニヤンド+1)の流量測定、降雨観測手法の検討

上記業務に関し、信頼のおける現地調査でのデータ入手方法を含めたデータの入手・活用方法、解析方法についてプロポーザルで提案する。本業務はコンサルタント直営による実施を想定しているが、再委託により効果的・効率的な業務実施が可能な場合は、再委託の業務内容、コンサルタントの人月の増減、直営に対する利点等についてプロポーザルにて提案してください。なお、衛星データを使用する場合は、キャリブレーションを行うこと。

- ③ 推定取水量をもとに拡張エリアにおける営農計画を検討する。
- ④ JICA から提供する情報、HP 等の公開情報を元に、ケニア国政府予算による建設準備が進められている上流のダム建設について、実施見込み及びスケジュール等を確認し、本事業への影響の分析、JICA への報告及び設計等への反映を行う。

2) 第一次現地調査

事前確認調査による協力コンポーネントの絞りこみ等を行う。具体的には以下を想定。

- ① 事前確認調査（水・衛生・灌漑省、国家灌漑公社、国家集水・貯水公社との協議）
- ✓ 灌漑分野における取組方針、アヘロ灌漑地区の基礎的情報を収集した上で、協力コンポーネントについての意向を確認（稲作政策、灌漑計画や経済性など）する。併せて、ダム建設（下記（6））、ダム利水運用を見据えた将来の灌漑地区拡張を踏まえた方針、利水及び洪水対策への影響等も確認する。

- ② 現地調査

上記①事前確認調査の結果を踏まえ、現地調査を行う。現時点で想定される現地調査の内容は次のとおりである。

- ✓ 既存灌漑施設の現況や利用状況について確認。既存ポンプの更新にあたり太陽光発電パネルの設置・利用可否について日射量、安定性、防犯(盗難)、維持管理の観点から検討する。また対象地区の水利組織の運営・維持管理・用水管理状況を、対象地区の水利組織へのヒアリングや会計帳簿、補修履歴、栽培面積、灌漑施設の維持管理計画等で確認。
- ✓ 想定拡張エリアの現状を調査し、工事費、土地所有権、水利権等について検討する。拡張に伴う地域住民への用地取得や移転発生の影響を、対象地区の水利組織や地域住民のヒアリング(ジェンダー別)や栽培面積、灌漑施設の維持管理計画等で確認し先方政府と協議する。また拡張にあたり、土地利用変化(森林伐採等)による GHG 排出が発生しないように留意すること。なお、拡張エリアの土地所有権及び水利権の現状については登記書類等での確認、必要手続きについては法令及び運用実態の双方の確認を行うこと。
- ✓ 水・衛生・灌漑省や国家灌漑公社、国家集水・貯水公社の意向と照らし合せて、調査内容、調査方法等を検討する。
- ✓ 国内作業で検討した堤防案、想定拡張エリア等に関する第二次現地調査以降の調査方針について、ケニア政府と協議・確認する。
- ✓ 既存施設の概略診断調査(目視・聴音等や簡易計測等の簡易診断)等を行い、結果を評価した上で改修対象範囲を決定。
- ✓ 対象となる河川(ニヤンド川、カノ川)の洪水時の水位、脆弱箇所を確認し、堤体、排水箇所等の洪水対策を検討する。また、河川水位・水量の季節変動を調査し、水利権の観点も含めて取水可能量を確認する。その後の取水施設を含む灌漑施設の概略設計においては、季節変動と洪水対策の双方を考慮する。
- ✓ 既存ポンプの状況を確認しポンプの更新台数の妥当性についても検討。
- ✓ 灌漑施設完成後のコメの作付け計画を検討し、収量について試算する。

③ 帰国後国内作業

- ✓ 1) 国内準備作業、2) 第一次現地調査結果を踏まえ、本事業における洪水対策案、並びに同洪水対策案を踏まえた既存灌漑排水施設の改修及び拡張、既存ポンプの更新等の協力コンポーネント(案)を作成し、JICA と協議・合意する。

3) 第二次現地調査

① 現地調査

- ✓ 第一次現地調査で検討した洪水対策を含む事業内容案についてケニア政府関係者と協議を行い、方向性を確認する。

- ✓ 洪水対策を含む事業内容について、概略設計、概略事業費の積算や、最終報告書の作成に必要な情報収集等を実施する。

② 帰国後国内作業

第二次現地調査の結果を取りまとめて分析し、概略設計・概略事業費の積算を行うとともに、第三次現地調査に必要な調査事項を整理し、JICAと協議・合意する。

4) 第三次現地調査

調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

- ✓ 調査報告書（案）をケニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(3) 計画内容の確認プロセス

計画の妥当性を検討すべく、以下の2つの段階においては、日本側関係者が参加する会議を開催し、内容を確認、合意する。

1) 現地調査出国時、帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第三次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 灌漑施設の維持管理のためのポンプ機材整備検討

標記機材整備にあたっては、特に、オペレータや維持管理費等の予算手当、維持管理計画（機材の保管場所や管理責任者）等について確認、協議する。

(5) 太陽光発電の検討

ビクトリア湖沿岸地域における灌漑整備計画に係る情報収集・確認調査において太陽光発電による電力供給の経済性について確認しているが、同調査結果を踏まえつつ最新の太陽光発電整備の費用、設置用地確保費用、工事費、維持管理費、維持管理にかかる実施体制及び技術力を確認し、オングリッド等その他手段で電力を供給する場合とのメリット・デメリットを比較する。またエネルギー効率の高いポンプやインバーター制御による省エネルギー対策についても検討すること。さらにケニア国での電力の売買制度の動向について確認するとともに売買制度を活用する場合には、逆潮流によるグリッドへの影響について検討する。。

(6) ダム建設が現地に与える影響確認

アヘロ灌漑地区の上流地に治水、利水を目的とした多目的ダム建設が計画されており、同計画が実現した場合は下流での利水等に影響する可能性がある。同計画はケニア政府予算により2022年に工事開始を予定しているが、現時点では着工時期は未定である。仮に建設が実現した場合も本事業で整備する施設は活用可能と想定されているが、同想定の妥当性を確認するため、ダム建設及びその利水運用による対象灌漑地区の取水量等に与える影響、ポンプ機場の活用可否及び洪水対策への影響等を調査において確認する。なお、ダム建設による水位・水量への影響については、通常の灌漑による安定的な取水の観点並びに緊急放水時の取水施設を含む灌漑施設の保護の観点から検討する。

(7) 社会・ジェンダー調査分析

ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトのベースライン調査報告書等の文献調査や地域住民や実施機関関係者のヒアリングを通じて、当該国の農業政策・計画におけるジェンダー主流化方針やその状況、農民組織や水利組合関連の法律におけるジェンダー視点に立った記載有無、実施機関におけるジェンダー主流化方針や体制、灌漑の維持管理体制・水利組合等の男女比率、農作業における性別役割分担状況、ジェンダー専門機関との連携状況、関連分野における他ドナーの活動方針及び計画・実績を調査し、本無償におけるジェンダー課題及び取組案を検討する。

(8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」2010年4月公布に掲げる農業セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに分類されている。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、ケニア国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第7条 業務の内容」に示す業務を行う。

第7条 業務の内容

「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施すること。

(1) 業務計画書、インセプション・レポート、質問票の作成

関連資料を分析・検討し、事業の全体像を把握する。併せて、調査の全体方針、調査項目及び調査手法を整理し、調査計画及び機材計画（案）を策定する。以上の作業を踏まえて、業務計画書、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAの調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（３）事業の背景・経緯の確認

- 1) ケニアの国家開発計画等の上位計画、重点分野について合致しているか確認を行う。その上で本事業を通じて解決しようとする事項について先方政府の意向を確認し認識のすり合わせを行う。
- 2) 実施に際して必要となる関連法制度（環境関連、許認可関連法規など）を確認する。
- 3) ケニアの農業分野に関する現状と課題（一般概況、農業行政、財政、インフラ整備、州・郡レベルにおける農業普及・指導体制及びそれぞれのジェンダー概況等）を調査し、本事業の関係性を確認する。
- 4) 類似案件、他ドナー・機関の援助動向を確認し、調達機材活用の現況を調査するとともに、他ドナー・機関による同セクターでの活動内容について現状調査を行い、教訓を抽出する。

（４）洪水発生メカニズムの解析と対策案の検討

- 1) 国内作業において、本邦で入手可能な衛星データ、流出解析モデル等を用いて、過去の対象灌漑地区における洪水発生メカニズムの解析を行う。
- 2) 上記洪水発生メカニズムの初期解析結果を踏まえ、対象地区における洪水対策の基本方針を作成し、JICAと協議を行う。
- 3) 2) を踏まえ、洪水対策の検討のために必要な現地調査内容の再検討を行い、追加で必要なデータ等（解析精度の向上方法・必要なデータ範囲を含む）を検討し、JICA側に提案する。
- 4) 現地調査を実施し、解析精度向上のための観測値を収集する。
- 5) 観測値、追加データを活用し、より精度の高い洪水発生メカニズムの解析、堤防建設を含めた洪水対策案の検討を行う。

（５）気候リスク評価の実施

本調査では、JICA-Climate-Fit適応策版を活用し、将来的に起こる気候リスクについても考慮することとする。また、気候リスク評価を行うにあたっては、JICAと協議の上、経済開発部の課題別支援委員会の活用について検討する。なお、事業対象地における具体的な気候リスクを特定し、①本事業を通じて気候変動に対する強靱性の向上に寄与するか、②本事業で建設される施設、導入される機材が気候変動の影響を回避できるものとなっているか確認すること。

（６）サイト状況調査

本プロジェクトにて行う設計、機材調達、積算について必要な精度を確保するために以下に示すサイト状況に係る調査を行う。

- 1) 対象地域の特性の調査（社会経済調査）
人口（ジェンダー別）、世帯数（女性世帯主世帯数含む）、農業従事者

数（ジェンダー比）、ジェンダー別の農業就業状況、土地所有者のジェンダー比、乾期・雨期の作付面積、生産量、農業生産性、農業収入、栽培品目など。特に、経済的妥当性の評価に向け、農家による維持管理活動（ポンプの燃料代、保守点検、修理、更新等の費用を考慮）と農業経営の実態も調査する。

- 2) 自然条件等の調査
水源河川の計画洪水位（量）、計画渇水位（量）、期別灌漑可能面積を得るための気象水文情報など。（4）の解析結果を実際のデータとの整合性の確認。
 - 3) 既存施設調査
ポンプ場の躯体、用排水路および付帯構造物の現状、取水施設の河床状況など。必要に応じて簡易測量を実施する。
 - 4) 既存機材調査
実施機関が保有する既存機材（ポンプ設備等）について保有台数、種類・仕様、保管場所、稼働状況、維持管理履歴、スペアパーツの確保状況、運営維持管理体制、修理体制、予算状況等を確認する。
 - 5) 維持管理体制の確認
人員（管理職を含めたジェンダー比）、体制（政府と農家の役割分担及び政府と農家の代表や担当者におけるジェンダー比及び意思決定における女性の参画状況、体制におけるジェンダー主流化方針有無含む）、予算状況、技術レベル、点検頻度等について調査する。
 - 6) ベースライン調査
本プロジェクトの効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査。
 - 7) 地形測量、地質・土質調査
地形測量を行い、用水路や堤防建設予定地、ニヤンド川の平面図を作成する。特に、堤防予定地については高さ、長さの妥当性を確認する。また、地質及び地質の調査（ボーリング調査及び室内試験等）を行い、土工や構造物の建設に必要な地質・土質の性状を把握する。
 - 8) 電力状況調査
電力事情（使用電力、受配電設備、供給状況等）に加え、各地区の電圧降下や停電頻度、供給電力の電圧及び周波数、位相の状況も確認する。太陽光発電による電力供給可否について確認する。必用に応じて電源品質アナライザー等による現場測定を実施し現場の状況を確認する。
- (7) ポンプ設備更新計画調査
- 1) 必要な仕様レベル及び具体的利用計画の確認
 - 2) 既存施設の活用の検討
 - 3) 調達機材と付帯施設整備の検討
- (8) 施設計画調査
- 1) 土木施設計画調査
 - ・既存の施設及び構造物の現状把握と図面等の入手
 - ・拡張対象範囲の検討

- ・ポンプ更新台数の妥当性の整理
 - ・拡張エリアの施設建設想定位置における土質等基本データ調査と確認
 - ・設計条件の確認
 - ・設計図書、施工計画（資材調達計画含む）の作成
- 2) 洪水対策
- ・既存の堤防の現状把握と図面等の入手
 - ・洪水解析結果を踏まえた洪水対策施設計画の作成
 - ・設計条件の確認
 - ・設計図書、施工計画の作成
 - ・気候リスク評価

(9) 機材計画調査

- 1) 必要な機材種類、基本仕様、数量仕様レベル及び具体的利用計画の確認
- 2) 既存機材の確認及び活用検討
- 3) 調達機材の検討

(10) 調達計画調査

- 1) 国内及び第三国における輸送状況の確認
- 2) 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの確認
- 3) スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制について最新調達事情の確認
- 4) 第三国調達の可能性の検討
- 5) 調達上の留意事項のとりまとめ
- 6) 調達、据付に関する、日本側と先方負担事項の区分の明確化
- 7) 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11) 技術支援計画の作成

本事業では、事業目標を達成するために必要な資機材の調達を実施するが、整備された機材の運用が円滑に実施されるための運営維持管理体制の構築に関し、本調査では、研修、ソフトコンポーネントなどの技術支援の必要性に係る検討及び提言を行う。実施すべき項目・内容や投入計画については、先方実施機関およびJICAと協議の上決定する。

ソフトコンポーネント実施を提案する場合は、農作業の繁忙期や、ケニア国や地域の伝統行事や宗教行事などが立て込む時期もあるため、実施時期や期間に留意する必要がある。

(12) 事業内容の計画策定（概略設計）

現地調査（概略設計）帰国後30日以内を目途に概略設計方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントなどの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び概略設計方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行う。概略設計概要書、機材仕様書（案）及び概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行

版)に従い、設計総括表を作成し、機構に対し、その内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表は協力準備調査報告書に参考資料として添付することとする。また、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

(13) 事業の維持管理計画の策定・提案

整備する設備・機材の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理し、それら業務の実施体制・方法を検討し先方に提示する。

また、ケニア政府が行うことになる協力対象機材の使用運用・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意点を提言する。ポンプ灌漑は、重力灌漑に対し電気代、ポンプの維持管理費など、追加的な費用が発生する。また、将来的にはさらに更新費用が発生することから、これらを含む財務的なバランスシートを作成検討し、相手国と協議のうえその妥当性を確認し、提案する。

(14) 相手国側負担事項の確認

相手国負担事項(各種許可の取得等)のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(15) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報(協議相手、内容、連絡先等)も提出する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、提出す

る。

(16) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完了後約3年をめぐりした目標年の目標値を設定する。なお、定量的指標の候補としては、以下を想定しているが、この指標の適用については本業務の中で確認をする。

1) 灌漑スキーム作物栽培面積 (ha)

2) 対象灌漑地区でのコメ生産量(粍:ton)

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(21) 現地調査結果概要の作成・説明

各現地調査については、結果を踏まえて帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会でこれを報告する。

(22) 準備調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(23) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書(案)をケニア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(24) 準備調査報告書等の作成

ケニア政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) デジタル画像集
- 4) Project Monitoring Reportの初版
- 5) 免税情報シート

(25) 環境社会配慮に係る調査

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済・社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

(2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境配慮環境影響評価、情報公開等に関連する法令や基準等
- 2) JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割

(3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

- (4) 影響の予測
- (5) 影響の評価及び代替案「プロジェクトを実施しない」案を含む比較検討
- (6) 緩和策 回避・最小化・代償の検討
- (7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- (8) 予算、財源、実施体制の明確
- (9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

(26) 簡易住民移転計画案の作成支援

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)~12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、[カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)]に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査 人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・住民移転 所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う 経済的移転を含む・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20 %を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査 を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査 結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限 及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関 実施 機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた 住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参

加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | | |
|----------------------------------|------------------------|-------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文4部 | |
| (2) インセプション・レポート | : 和文4部、英文4部 | |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文4部 | |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文4部、英文4部 | |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文2部 | |
| (6) 準備調査報告書 | : 和文(製本版) | 4部及びCD-R 1枚 |
| | : 英文(製本版) | 4部及びCD-R 3枚 |
| | : 和文(簡易製本版) | 2部及びCD-R 1枚 |
| (7) 機材仕様書 | : 和文2部、英文4部 | |
| (8) デジタル画像集 | : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度) | |
| (9) Project Monitoring Reportの初版 | : 英文CD-R 1枚 | |
| (10) 免税情報シート | | |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編・機材編(2019年10月改訂版)を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2020年11月改訂版)」を参照することとする。

注3) 協力準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	記載ページ
1	灌漑排水計画のための調査・検討方法	P10. 第2章特記仕様書案第6条(2)1)①
2	洪水発生メカニズムの解析と対策案の検討	P10.、14. 第2章特記仕様書案第6条(2)1)②、及び第7条(4)
3	現地再委託／特殊傭人の活用方法	P25. 第3章プロポーザル作成に係る留意事項2.(3)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：灌漑開発、洪水対策
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／灌漑施設計画
 - 洪水対策
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 14.16 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／灌漑施設計画）】

- ① 類似業務経験の分野：灌漑開発
- ② 対象国及び類似地域：ケニア国及びその他開発途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：洪水対策】

- ① 類似業務経験の分野：洪水対策
- ② 対象国及び類似地域：ケニア国その他開発途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年8月中旬より国内作業を開始。並行して同年10月中旬から現地調査（概略設計調査）を行い、翌年4月上旬より国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施。翌年8月下旬に現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施する想定です。また、同年9月下旬に調査概要資料、2023年10月下旬までに協力準備調査報告書を含む成果品を作成・提出してください。

本計画は日本人の渡航が可能であることを前提にした工程計画であり、新型コロナウイルス感染拡大により渡航が制限されている場合は遠隔による調査も含め柔軟に対応を検討してください。

以下計画（案）は渡航前後の隔離期間を計算に入れて作成していますが、P/M及び必要経費に関しては渡航時の状況に応じて別途調整する必要があるため、隔離期間を計算に含めることなく算出しています。

【調査実施スケジュール案】

	2022年					2023年									
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
(概略設計審査)															
国内作業	[白線]														
現地調査(OD)			[黒線]			[黒線]									
設計方針会議 (外務省他)									▲						
国内解析									[白線]						
概略設計協議 方針会議												▲			
概略設計ドラフト 説明(DOD)													■		
国内整理														□	
概略設計 概要資料提出														△	
最終報告書 提出															▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 35.66人月（現地：21.66人月、国内：14.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／灌漑施設計画（2号）
- ② ポンプ設備／灌漑施設整備
- ③ 洪水対策（3号）
- ④ 水文解析／流出・氾濫解析
- ⑤ 営農
- ⑥ 調達計画／機材計画／積算
- ⑦ 環境社会配慮

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質・土質調査
- 河川水量調査
- 電力事情調査
- 環境社会配慮
 - ・環境項目のベースライン調査
 - ・社会経済調査
 - ・住民移転計画
 - ・ステークホルダー協議

(4) 配付資料／公開資料等

- ケニア国ビクトリア湖沿岸地域における灌漑整備計画に係る情報収集・確認調査報告書／ファイナルレポート
- ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト（第2期）業務進捗報告書 和文
- ケニア国気候変動への適応のためのニヤンド川流域洪水対策計画概略設計調査報告書
- カテゴリーB 案件報告書執筆要領（2019年11月）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、現地調査対象国のJICA事務所から、主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じJICA 事務所から関係諸機関との初回のアポイントメントの取り

付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行います。

	便宜供与内容	
1	通訳の配置（英語⇄スワヒリ語）	無
2	執務スペース	無
3	家具（机・椅子・棚等）	無
4	事務機器（コピー機等）	無
5	Wifi	無

（6）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意してください。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ってください。

なお、本特記仕様書の配布時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっています。上記の調査工程は2022年9月以降の時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構いません。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定します。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) その他（以下に記載の経費）
地形測量、地質・土質調査、河川水量調査、電力事情調査、環境社会配慮（現地再委託経費）
第6条 実施方針及び留意事項（2）1）②記載の洪水対策検討における一般業務費

(3) 定額計上について

該当はありません。

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒ドバイ⇒ナイロビ（エミレーツ航空）
- 東京⇒ドーハ⇒ナイロビ（カタール航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。

競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

5.その他留意事項

(1) 特になし

別紙2：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／灌漑施設 計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇 〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>洪水対策</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

